平成２５年（フ）第１４８号
長崎県佐世保市広田町777番地153、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目６番15号　サニーホームズ２―204
債務者　岩下　真也
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
静岡市駿河区曲金４丁目11番32号
債務者　原木　千明
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４号
愛知県豊川市一宮町栄87番地　ハイステージドリーム101号
債務者　三浦　千春（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１８０９号
愛知県津島市唐臼町中杁23番地１　アーバンレジデンス101号
破産者　辻　　秀二（旧姓吉野）
1　主文　当裁判所が平成25年10月22日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「吉野　秀二」とあるのを「辻　　秀二（旧姓吉野）」と更正する。
2　決定年月日　平成25年11月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７３７号
横浜市金沢区能見台東11番１―204号
破産者　鈴木　孝宏
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産者に対する確定破産債権者がいないので、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会を終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１７９号
盛岡市黒川７地割23番地13
破産者　平川　眞人
1　破産債権の届出期間　平成25年12月９日まで
2　一般調査期日　平成25年12月12日午後１時50分
平成25年11月19日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５６号
石川県能美市湯谷町ト117番地１
破産者　橋本　早苗
1　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
2　一般調査期日　平成26年２月14日午後２時
平成25年11月20日　金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５７９号
神戸市須磨区磯馴町４丁目２番20号
破産者　濱田　耕一
1　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
2　一般調査期日　平成26年２月18日午前10時
平成25年11月19日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第６１９１号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目７番１号
破産者　株式会社魚慶
1　期日　平成25年12月18日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年11月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０２号
東京都江東区亀戸６―52―６　アールヴェール亀戸203号室
破産者　松村　雅雄
1　期日　平成25年12月18日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年11月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１１０号
山口県熊毛郡上関町大字室津830番地
破産者　有限会社永末商店
異議申述期間　平成26年１月７日まで
平成25年11月20日　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第７６号
松江市春日町542番地３　エクセルハイツＭＡＴＳＵＯ208号
破産者　原　　育雄
異議申述期間　平成26年１月15日まで
平成25年11月20日　　松江地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市野々3917、商業登記簿上の本店所在地和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満30番地の９
再生債務者　株式会社松本のれん堂
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年２月21日から平成26年３月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３８号
相模原市南区下溝882番地２　ガーデンパレス下溝Ｅ―103
再生債務者　田中　義輝
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月24日から平成26年１月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再イ）第４１号
静岡市清水区小島町46番地の９
再生債務者　内藤　徳孝
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月19日から平成26年１月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２４４号
札幌市中央区北６条西27丁目１番21―202号
再生債務者　ヘールナンデス真子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月25日から平成26年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２７０号
札幌市東区北39条東19丁目２番11―406号
再生債務者　渡部　伸晃
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月25日から平成26年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部